

Title	兩周金文の暦法
Sub Title	
Author	橋本, 増吉 (Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1936
Jtitle	史学 Vol.15, No.3 (1936. 11) ,p.1(365)- 37(401)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19361100-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19361100-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 兩周金文の曆法

橋本増吉

一

世に所謂殷周彝器と稱せられる有銘の銅器にして、今日遺存するもの數千の多きに上り、王國維の國朝金文著錄表に掲げられたものだけでも、三千二百八十五個に及んでゐる。けれども、その中、果してどれだけが眞に周代の遺物として認められ得るか疑問であるが、而も、所謂殷器と稱せられるもの、銘文は、多くは僅に數文字を記せるもので、二三の異例を除き、全く曆法に關する記載を見ないのであるけれども、所謂周器と稱せられるものには、たとへば、「御殷」に、

五月、初吉甲申、

とあり、「作冊大鼎」に、

佳四月、既生霸己丑、

兩周金文の曆法（橋本）

とあり、「臣辰盃」に、

在五月、既望辛酉、

とあり、「令殷」に、

佳九月、既死霸丁丑、

とあるが如く、干支日名の前に、「初吉、既生霸、既望、既死霸」なる名稱を附記せる事實を見るのである。稀には「令彝」に、

佳十月、月吉癸未、

とあり、「適殷」に、

佳六月、既生霸、穆王在葵、

とあるが如く、「初吉」の代りに「月吉」と記し、或は干支日名を記さずして、單に「既生霸」なる名稱のみを記せる異例も存するのである。

かくの如き名稱の用例は、漢書律歷志所引の周書武成に「既死霸」、同召誥及び今文顧命に「既望」、とあるだけで、その他、僞古文武成に「既生魄」、逸周書世俘解に「既死魄」とあり、また、周書武成篇には「旁死霸(魄)・哉生明・既旁生霸」の名稱が見え、康誥・顧命には「哉生霸(魄)」、召誥・畢命には「朏」、逸周書世俘解には「旁生魄・既旁生魄」、漢書王莽傳には「載生魄」なる名稱が見えてゐる。凡

べて漢書律歷志所引の武成・顧命には「霸」字のみを用ひてゐるが、僞古文武成・今文顧命・逸周書世俘解・漢書王莽傳には「魄」字のみを用ひてゐる。また、漢書律歷志所引の武成篇には「既死霸・既旁生霸」なる名稱を見るも、今日通行の僞古文武成篇にはそれ等の名稱を見ないのであり、「哉生明」は僞古文武成篇以外には全く見ないところである。而も、「初吉」なる名稱が金文に限りて見られる名稱で、その他の記録には全くその用例を見ないこと、及び「朏」なる名稱が曆法上の用語として金文中に全く見ないことは、特に注目すべき事實である。

## 二

これ等の名稱が如何なる意味のものであるかについては、古來種々の解釋が行はれてゐるが、王國維はその生霸死霸考に於て、

說文霸月始生魄然也、承<sub>二</sub>大月<sub>一</sub>二日、小月三日、从<sub>レ</sub>月羣聲、周書曰<sub>二</sub>哉生霸<sub>一</sub>、此所<sub>レ</sub>引者、乃壁中古文、漢書律歷志、引<sub>二</sub>古文尙書武成<sub>一</sub>、亦作<sub>レ</sub>霸、其由<sub>二</sub>孔安國寫定<sub>一</sub>者、則從<sub>二</sub>今文<sub>一</sub>作<sub>レ</sub>魄、馬融注<sub>二</sub>古文尙書康誥<sub>一</sub>云、魄朏也、謂<sub>二</sub>月三日<sub>一</sub>、始生<sub>二</sub>兆朏<sub>一</sub>、名曰<sub>レ</sub>魄、此皆古文尙書說也、「法言五百篇、月未<sub>レ</sub>望、則載<sub>二</sub>魄於西<sub>一</sub>、既望、則終<sub>二</sub>魄於東<sub>一</sub>、漢書王莽傳、太保王舜奏、公以<sub>二</sub>八月載生魄庚子<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>使朝用<sub>レ</sub>書、此平帝元始四年事、據<sub>二</sub>太初術<sub>一</sub>、是年八月己亥朔、二日得<sub>二</sub>庚子<sub>一</sub>、則以<sub>二</sub>二日<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>載生魄<sub>一</sub>、白

虎通日月篇、月三日成魄、此皆今文家說、與許馬古文說同、是漢儒於生霸死霸、無異辭也、漢志載劉歆三統歷、獨爲異說曰、死霸朔也、生霸望也、孟康申之曰、月二日以往、明生魄死、故言死魄、魄月質也、歆之說顧命曰、成王三十年四月庚戌朔、十五日甲子哉生霸、則孟康之言、洵可謂得歆意者矣、僞古文尙書用其說、故於武成篇、造哉生明一語、以配哉生魄、僞孔傳用其說、故以旁死魄、爲月二日、以魄生明死、爲在二十五日以後、以哉生魄、爲二十六日、相承二千年、未有覺其謬者、近德清俞氏樾作生霸死霸考、援許馬諸儒之說、以正劉歆、其論篤矣、然於諸日名、除哉生魄外、尙用歆說、如下以既死魄爲一日、旁死魄爲二日、既生魄爲十五日、旁生魄爲十六日、既旁生魄爲十七日、此皆於名義、不能相符、余謂、說文霸月始生魄然也、朏月未盛之明也、此二字同義、聲亦相近、故馬融曰、魄朏也、霸爲月始生、爲月未盛之明、則月之一日霸死久矣、二日若承大月、則霸方生、謂之旁死霸可乎、十五日以降、霸生已久、至是始謂之既生霸、不已晚乎、且朔與望、古自有初吉既望二名、又召鼎銘、先言六月既望、復云四月既生霸、一器之中、不容用兩種記日法、則既生霸之非望決矣、以既生霸非望、可知既死霸之決非朔、而旁死霸之非二日、旁生霸之非十六日、又可決矣、

と論じ、更に、

余覽古器物銘、而得古之所以名日者、凡四、曰初吉、曰既生霸、曰既望、曰既死霸、因悟、

古者蓋分一月之日、爲四分、一曰初吉、謂自一日至七八日也、二曰既生霸、謂自八九日以降、至十四日也、三曰既望、謂十五六日以後、至二十三日、四曰既死霸、謂自二十三日以後、至于晦也、八九日以降、月雖未滿、而未盛之明、則生已久、二十三日以降、月雖未晦、然始生之明、固已死矣、蓋月受日光之處、雖同此一面、然自地觀之、則二十三日以後、月無光之處、正八日以前、月有光之處、此即後世上竝下竝之由分、以始生之明既死、故謂之既死霸、此生霸死霸之確解、亦即古代一月四分之術也、

と斷じ、また、

若更欲明定其日、於是、有哉生魄旁生霸旁死霸諸名、哉生魄之爲二日或三日、自漢已有定說、旁溥也、義進於既、以古文武成之差之、如既生霸爲八日、則旁生霸爲十日、既死霸爲二十三日、則旁生霸爲二十五日、事與義會、此其證矣、凡初吉既生霸既望既死霸、各有七日或八日、哉生魄旁生魄旁死霸各有五日若六日、而第一日亦得專其名、  
と解してゐる。

### 三

この王氏の所説は、近時支那の學界に於て、殆ど定説として遵奉されるばかりでなく、我が新城博

士の如きも、亦大にこの所説に傾倒せられ、「理路頗る明白で、私はこの説に賛成し、この見解に基いて、周初の日月を吟味して見ようと思ふ」と推奨し、たゞ王氏が「四分月法を以て朔から晦までの一ヶ月を四分したるもの」と見てゐるのに對し、博士はその四分月法を以て「後に西洋にて發達した週法の原始的のもので、周初に周の氏族によりて輸入せられたものであらうが、支那本國には上代以來月を三分する旬法が、既に久しく行はれて居つたので、新輸入の週法は一般に用ひらるべき餘地もなく、發展せずして終つたもの」、「朏は旬法週法を問はず、月の初日として用ひられて居つたものであらうが、やがて二十八宿法によりて朔りたる朔を月初とするに至つた」となす立場から、「朏より始まる一ヶ月を四分したるもの」となし、「自然的に新月を見て、これを朏とし、月初とし、それより七日毎に區切りて、初吉、既生霸、既望、既死霸と名づけ、最後の既死霸だけは或は八日或は九日で、新月の見ゆるまで續けることゝしたるもの」と解されるのである。即ち便宜上これを表示すれば、王國維が、

初吉	一日(朔)——七、八日	公名稱各	哉生魄	二日或三日(朏)	公名稱
既生霸	八、九日——十四、五日	七日或八	旁生魄	十日或十一日	各五日
既望	十五、六日——廿二、三日	日專名稱			
既死霸	廿二、三日——晦	其第一日	旁死魄	廿四日或廿五日	若六日

となすに對して、新城博士は、

	初吉	既生霸	既望	既死霸
大月を承けて	2   8	9   15	16   22	23   2
小月を承けて	3   9	10   16	17   23	24   1

となし、哉生霸・旁生霸・哉死霸・旁死霸は「それ〴〵既生霸・既死霸の第一日第二日を指すもの」となすのである。尤も、最後の説は王國維の説として擧げられたが、實は博士の説と認むべきものであらう。

これに對して飯島博士はこれ等の名稱の作成使用された當時、既に「晦朔」の知識を有し、「朔望月」によりて年を數へしものと認むる點に於て、漢代以來最近に至るまでの支那の凡べての諸學者と同一であるから、新城博士が「朏」を以て月を始めたとなす見解を認めず、漢書律歷志と同様に「既死霸」を以て「朔」と解してゐる。されば、同じく月初を朔と認めながらも、王國維が「初吉」を以て專名にて「朔」、公名にて朔以後七八日までと解し、「既死霸」を專名にて廿二日或は廿三日、公名にて廿三日以後晦に至るまでと解するのとは、著しく異つてゐる。

それから、「霸」或は「魄」の意義について、飯島博士は、王國維が「此皆今文家説、與許馬古文説同、是漢儒於生霸死霸、無異辭也」と解せしに對し、前漢揚雄の説は「一般に月の光」を意味し、後漢許慎・馬融の説は「月の顯はれ始めたところ、即ち所謂みかつきの光」を意味し、前漢の儒者と後漢の儒者とその解釋を異にすること、また「魄」を以て「月質」即ち「光の無い月の部分」と解したのは、

後漢張衡の靈憲に始まることを指摘し、時代によりて「魄」の意義に相違あるを明かにせしことは、多とすべく、かつ、新城博士が、王國維は、曩に表示した通りに、公名では「初吉の一日或は二日後を哉生魄、既生霸の二日後を旁生魄、既死霸の二日後を旁死魄、專名では各その第一日を指す」と認めてゐるのを誤解して、「哉生霸・旁生霸・哉死霸・旁死霸をそれト、既生霸・既死霸の第一日第二日を指すもの」と認めてゐる」となせしに對し、「王國維もまだ言はなかつたもの」として非難を加へてゐるのも正しく、<sup>(5)</sup>なほ、王國維が一方に於て、「漢書王莽傳、太保王舜奏、公以八月載生魄庚子、奉使朝用書、此平帝元始四年事、據太初術、是年八月己亥朔、二日得庚子、則以二日爲載生魄」と指摘しながら、他方に於て、從來の諸學者と同様に、漢書律歷志に「後三十年四月庚戌朔、十五日甲子哉生霸」とある文句をそのまゝに、晉の孟康が魄を月質と見て解せし説を、劉歆の意を得たるものとして、これを非とせるに對し、前漢時代には魄は月光の意味に解したはずであり、また三統曆に據つたと思はれる太保王舜の上奏文に、「載生魄」を元始四年八月二日に當て、ある以上は、同じく三統曆術に據つてゐる漢書律歷志に、四月十五日を「哉生霸」に當て、あるのは矛盾で、劉歆の意思を表はすものとは思はれないから、この場合の「哉生霸」なる文句は、恐らく後世の竄入であらうとなし、律歷志に「死霸朔也、生霸望也」とあるのは、「既死霸朔也、既生霸望也」の意で、「動かすべからざる本義である」と認めてゐるのも、恐らく正解であらう。<sup>(6)</sup>

その他、飯島博士が王國維の四分月法に對して加へた非難にも、「既」や「旁」の解釋だの、四分月法その者に對する疑問など、或は肯綮に中るものも見られるのではあるが、而も、その四分月法の論據を以て、「單に匚鼎銘に既望と既生霸との二語が並べて用ひられて居るといふ、孤立の材料のみによりて、直に既生霸を上弦とする新奇な説を誘起し來つた」となし、これを「速斷である」として、難じてゐるのは如何であらうか、疑ひなきを得ないのである。

#### 四

蓋し、王國維がその四分月法の論據とするところは、かの生霸死霸考を通讀することによりて明白なる如く、飯島博士のいはれるやうに、單に匚鼎の銘文にのみ依頼してゐる譯ではなく、なほその他に、諸種の史料にも據つてゐるのである。即ち便宜上その本文を擧ぐれば、

書器於上諸名、有作公名用者、如顧命、惟四月哉生魄、王不懼、甲子王乃洮頰水、哉生魄不日、至甲子乃日者、明甲子乃哉生魄中之一日、而王之不懼、固前乎甲子也、靜敦云、惟六月初吉、王在葵京、丁卯王命靜司射、穴彝云、惟六月初吉、王在鄭、丁亥王格大室、邠敦云、惟二年正月初吉、王在周邵宮、丁亥王格于宣榭、初吉皆不日、至丁卯丁亥乃日者、明丁卯丁亥、皆初吉中之一日、至王之在葵、在鄭、在周邵宮、固前乎丁卯丁亥也、更證之他器、則虢季子

白盤云、惟王十有二年、正月初吉丁亥、案、宣王十二年正月己酉朔、丁亥乃月三日、吳尊蓋首云、惟二月初吉丁亥、末云、惟王二祀、案、宣王二年二月癸未朔、則丁亥乃月四日、師兌敦云、惟三年二月初吉丁亥、案、幽王三年二月庚辰朔、丁亥乃月之八日、是一日至八日、均可謂之初吉也、師虎敦云、惟元年六月既望甲戌、案、宣王元年六月丁巳朔、十八日得甲戌、是十八日可謂之既望也、今伯吉父盤云、唯五年三月既死霸庚寅、此器有伯吉父之名、有伐玁狁之事、當即詩六月之文武吉甫所作、必宣王時器、而宣王五年三月己丑朔、二十六日得庚寅、又如頌鼎、頌敦、頌壺諸器、皆云、惟三年五月既死霸甲戌、此諸器自其文字辭命顧之、皆厲宣以降之器、而宣王三年六月乙亥朔、三十日得甲戌、是二十六日三十日、皆得謂之既死霸也、此用爲公名者也、其用爲專名者、如下古文武成云、惟一月壬辰旁死霸、若翌日癸巳、又云、惟四月既旁生霸、粵五日庚戌、召誥云、惟二月既望、越六日乙未、此皆以旁死霸、既死霸、既旁生霸、既望等、專屬第一日、然皆不日、惟武成之旁死霸、獨日、顧不云旁死霸壬辰、而云、惟一月壬辰旁死霸者、亦謂旁死霸自壬辰始、而非壬辰所得而專有也、

と見えて居り、更に古文武成に「惟一月壬辰旁死霸、若翌日癸巳、武王朝步自周、于征伐紂、」粵若來二月既死霸、粵五日甲子、咸劉商王紂、惟四月既旁生霸、粵五日庚戌、武王燎于周廟、とあるが、舊説によりて之れを推せば、一月二日が壬辰、二月五日が甲子となり、四月中に庚戌の日はないこと、なる。

そこで、司馬遷は「武王伐紂」を十二月に移し、「甲子誅紂」を正月に移し、劉歆も二月後に閏を置いたものであらうが、然し商時の置閏は皆歳末であつたことは、殷虛卜辭に十二月の語あるによりて明かで、武王紂を討つ時、遽かに閏法を改めたとも思へない。之れ蓋し、既死霸を朔、旁死霸を二日、既旁生霸を十七日と解することの、正しからざるがためである。もし「一月戊辰朔、二十五日壬辰旁死霸」とすれば、その翌日が癸巳で、これが「武王伐紂興師」の日となり、「二月戊戌朔二十三日庚申既死霸」とすれば、「越五日」即ち二十七日が甲子で、「咸劉商王紂」の日となり、「三月丁卯朔、四月丁酉朔、十日丙午既旁生霸」とすれば、十四日が庚戌で、「武王燎于周廟」の日となる譯で、武成の諸日月は改月置閏を待たずして通することとなる。これを以ても「旁生霸」が十日、「既死霸」が二十三日、「既旁生霸」が二十五日たることを證することが出來ると論じ、「苟由此說、以攷書器所紀月日、皆四達而不悖」となし、然る後、匱鼎銘に及び、その銘が三節より成り、その記事の内容より見て、一歳中の事を記したものだと思はれるから、第一節の「六月既望乙亥」は十七日と推せられるので、第二節の「惟王四月既生霸、辰在丁酉」を解するに、「是月己未朔、五月己丑朔、四月庚申朔、無丁酉、中間當有閏月」となし、四月朔を庚寅と見て、丁酉を八日となし、「要之、古書殘闕、古器之兼載數千支、而又冠以生霸死霸諸名者、又僅有匱鼎一器、然據是器、已足破既生霸爲望、既死霸爲朔之說、既生霸非望、自當在朔望之間、既死霸非朔、自當在望後朔前」と斷じてゐるのである。

これによりて見ると、飯島博士が「單に魯鼎銘に既望と既生霸との二語が並べ用ひられて居るといふ、孤立の材料のみによりて、直に既生霸を上竝とする、」新奇な四分月法説を提唱せりとして加へし、王國維に對する種々の非難は、全然當らない。もし周書・金文を信賴すべき史料と認め、かつ王國維の名聲に依賴する學者にして、この説に接せば、忽ち絶大の贊意を表すべきことは、當然と思はれるほど、巧妙なる論考で、決して魯鼎の一銘文のみに基いて、作爲せしものでないことは、明白なるところである。この學説が近時の支那學界を風靡せしも、また寧ろ故ありと稱すべきであらう。けれども、予は遺憾ながら、なほその所説の甚しき不備を認めざるを得ないのである。

## 五

凡そ事の眞實を把握せんと欲する者は、まづその研究對象に關する史料の性質に對して、公正なる態度を持し、先入見に囚はるゝことなく、以て的確なる判定を加ふべきことが、その第一條件なるべきは、また多言を要せざるところであらう。然るに、生霸死霸の問題を論ずる古來の凡べての學者が、まづその史料に對する態度に於て不備の點あるを思はしむることは、予の最も遺憾とするところである。

蓋し、この問題に關與せる古來の諸學者は、凡べて所謂兩周金文と周書・漢書・逸周書に見ゆる記録とを、常に同一價値のものとして取扱ひ、ためにその論考にも混雜を來し、不備を生せしめて、自ら悟ら

ないのであるが、それは果してその史料に對する正當なる態度と稱するを得るであらうか。勿論、所謂兩周金文にも多くの後世僞作の器物銘存することは、疑ひなきところで、近時郭沫若氏は數千に上る所謂兩周彝器の中より、大凡その時代を推定し得るものとして、二百五十一器を撰擇し、その中、宗周の彝銘と認めしもの一百三十七を上編とし、列國文と稱するもの一百十四を下編とし、之れを「兩周金文辭大系」と名けて刊行したのであるが、もとより郭氏の苦心努力は大に尊重しなければならぬのであるけれども、而も、なほその凡べての撰定を以て妥當なりと見る譯には行かないのである（この事については別に論ずるつもりである）。たとへば、郭氏等が眞物として重要視する毛公鼎・召鼎等の如き、その後世の僞物なることは、多少考古學的識見あるもの、疑ふ能はざる所である。

されば、この場合王氏が召鼎の銘文によりて自己の所説を證せんとすることも、遺憾であるが、飯島博士がその態度を承認するもの、如く、その所説に對してとかくの異議を唱ふることも、遺憾である。召鼎銘が後世作爲のものなることは、たとへば、「佳王四月既管霸、辰在丁酉」といふ文句があり、この場合「辰」はもとより「日辰」のことであらうが、その語法は如何にも太歲紀年法を思はしむるものがあり、而も、木星十二年週期に關する知識は、戰國時代以前に於ては未だ存在せし形迹なき事實や、或は「既生霸」を誤つて「既管霸」と記する如きも、既に「既生霸」の眞意義が忘却されし時代の作なることを思はしむるものある事實や、また王氏は四月と五月との間に閏月の置かれしことを認むるも、金

文中には未だ「閏」なる文字を見ず、而も、「十三月」なる名稱あることは、凡べて甲骨文と同様であるから、王氏自ら曩に所謂舊説に對して加へたと同一の非難を免るゝことが出来ない事實など、それ等銘文の内容より見るも明かで、考古學者の觀察を裏書するものが認められるのである。尤も、郭氏は「元年年終置閏、則翌年四月既生霸、正可<sub>レ</sub>以有<sub>二</sub>丁酉<sub>一</sub>」となし、王氏の所説に修正を加へてゐるのであるが、郭氏は王氏の四分月法を認めてゐるのであるから、王氏に従つて「六月既望乙亥」を十七日として見れば、その年終に閏月を置き、翌二年四月丁酉として通じないこともないのである。けれども、その三節に互る銘文の内容を見るに、首節に於て「王元年六月既望乙亥」にこの鼎を造つた事實を記し、「子孫永寶」なる結語を以て終つて居り、次の二節三節にてはその鼎を造るに至つた理由を記せしものと見るべきで、その記載法は他に多く類を見ざる特殊の形式をなしてゐるが、元年六月既望乙亥にその鼎を造つて置きながら、その翌二年四月の事實をも記載したとは、到底考ふべからざる不通の論で、王氏が「首次兩節必爲<sub>二</sub>一歲中事<sub>一</sub>」と斷じたのは、動かない正論と認められるのであるから、四月を翌二年に廻すことによりて、既望・既生霸と干支との調整可能なることは、王氏も亦必ずしも氣附かなかつた譯ではあるまいが、その銘文の内容より見て、これを敢てすることが出来なかつたものと認むべきではあるまいか。なほ、郭氏が「然古曆均年終置閏、於<sub>二</sub>春秋時<sub>一</sub>猶然。」といつてゐるのは、もとより何かの誤解であらう。要するに、これ等の事實はこの器が年の中間に於ても置閏した、春秋時代以後、恐らく更に下

りて戰國以後に於て、恰も古代の器物なるが如く思はしめんとして造られたもので、西周孝王時代の彝器など、して認むべきでないことを證するものであらうと考へる。

## 六

けれども、更に一層遺憾なことは、この問題の研究に當りて、古來の凡べての諸學者が、金文と記録との史的價値に何等の差違を認めなかつたことである。或は今日の書經などに見ゆる文書も、本來金文であつたと推せられるから、その間に差違を認むる要はあるまいと考ふるものもあるかと思はれるが、たとひそれが元來金文であつたとしても、今日傳ふるものは、既に久しく文書として傳承せられ、殊に先秦より漢代に至る間、一時記憶に依頼せし場合もあるとすら傳へられるのであるから、之れを以て今日見る金文と同一視することは、大なる誤りであらう。況んや、逸周書・前漢書の記事に至つては、もとより金文とは何の關係も認められないのである。

而して、所謂金文中に多くの偽物あることは、曩に述べた通りであるから、大なる警戒を必要とすることは勿論であるが、而も、今日まで發見され、或は偽造されしもの、數千の多數に上る有銘銅器の中で、曆日關係の記事を有するものは、曾て新城博士が指示されし通り、既に百九十に上るのであるけれども、その曆日記事は凡べて一定して居り、月相に關する名稱としては、王國維が注意せし通り、初吉・既生

霸・既望・既死霸なる四名稱以外には、全く見ざるところである。蓋したとひ後世の偽造に成るものといへども、之れを周代の古銅器として偽造する場合には、その銘文の形式語法文字名稱等、凡べて皆眞の古銅器に模倣して、作爲さるべきことは必然であるから、その銘文の記事内容を史料として使用する場合の外は、また恐らく古代の名殘を傳ふるものとして認むるも、不可なきことが察せられるのである。殊に曆日記事に至つては、その古器と偽物とに拘はらず、皆凡べて一定してゐるのであるから、新器といへども皆古器の記事形式に倣つたことが察せられるので、曆日そのものではなく、たゞ曆日記載法に關する研究を目的とする今の場合に於ては、その器物の眞贋については必ずしも大なる問題とするを要しないのである。

されど、金文には全然その用例を見ない周書・前漢書・逸周書の月相名は、金文の四名稱と同一時代に同時に作爲され使用されたりしものか疑問であり、或は多少その作爲の年代を異にするものにあらざるやを思はしむるのである。何れにせよ、金文の四名稱は後の文書にのみ見ゆる哉(載)・生霸(魄)・旁生魄・旁死霸(魄)・既旁生霸(魄)・哉生明等の名稱とは、まづ別箇にこれを考究すべき要あることを認むるのである。王氏がまづ金文の四名稱について特殊の解釋を下し、然る後、他に及んだことは、從來の學者に全く見ない用意で、確に推獎に値するものと思はれるが、而も、その解釋が新奇に過ぐるばかりでなく、周書以下にのみ見ゆる諸名稱を以て金文の諸名稱と同一時代のものとして取扱ふが如く思はれ

ることは、また遺憾なきを得ないのである。

七

けれども、もし王氏が列擧せし證明にして、眞に確實疑ふべからざるものであれば、たとひそれが如何に新奇なる所説であるとしても、もとより之れに傾倒せざるを得ない譯であるが、而も、予はこの點に於ても亦遺憾ながら多大の疑問を懷かざるを得ないのである。

蓋し、王氏の記するところによると、まづ「虢季子白盤云、惟王十有二年正月初吉丁亥、案、宣王十二年正月己酉朔、丁亥乃月三日」とあり、その宣王十二年正月朔を己酉と定めたのも、果して如何なる方法によれるものか疑問であるが、もし「己酉」が正月朔であつたとすれば、同月三日は「丁亥」ではなく「辛亥」で、「丁亥」は翌二月九日か十日かに當るのであるから、虢季子白盤銘の「正月初吉丁亥」は、「初吉」をばその月の一日より七八日までと解する以上、全く之れと合致しないのである。また「吳尊蓋首云、惟二月初吉丁亥、末云、惟王二祀、案、宣王二年二月癸未朔、則丁亥乃月四日」とあるも、「癸未」が朔の場合「丁亥」は「四日」でなく、「五日」なることは明かだ、こゝにも一日の誤算がある。されど、これはつぎの師兌敦銘の「丁亥」を「八日」と見ることにより、初吉は一日より八日までを意味すとなす、その所説を證する材料として使用され得るであらうが、而も、最初の虢季子白盤銘の「初

吉丁亥」が「翌二月九日或は十日」と見らるべき事實により、初吉を以て「一日乃至八日」を意味すとなす王氏の所説は、王氏自ら之れを粉碎せしものといはなければならぬのである。

また「兮伯吉父盤」の「唯五年三月既死霸庚寅」なる銘文を解し、「必宣王時器、而宣王五年三月己丑朔、二十六日得庚寅」とあるが、これも「三月己丑」を朔とすれば、「庚寅」は「三月二日」か「五月三日」となる譯で、三月二十六日は「甲寅」に當るべきはずである。随つて、「是二十六日三十日皆得謂之既死霸也」となし、「既死霸」が廿二三日より晦に至るとなすその所説を證明せんとせし王氏の企圖は、また王氏自ら之れを破壊する結果を來すものである。

なほ、もし王國維が論ずるやうに、師虎敦を「宣王元年六月既望甲戌」の作とし、吳尊を「宣王二年初吉丁亥」の作とし、兮伯吉父盤を「宣王五年三月既死霸庚寅」の作とし、かつ師虎敦の銘記を「宣王元年六月丁巳朔、十八日既望甲戌」として見る時は大月より始めても、小月より始めても、小月大月を交互に置き、二年二月朔は「癸丑」となり、王氏比定の如く「癸未」とはならないので、その月中には「丁亥」の日もないこと、なるから、王氏は「十三月」を「二十九日」として元年末に置き、以て翌二年二月朔を「癸未」と定めたものと思はれるが、更にこれをそのまま、繼續して、同じく大小月を交互に置き、五年三月に至れば、「甲午」が朔に當り、王氏が比定せる「己丑」は、三月朔ではなく、二月朔に當るのである。されば、この場合は前の元年末に置いた十三月を取消し、二年正月と改めざる限りは、

「二月朔己丑」の比定は不可能のこと、なる譯で、「宣王二年二月癸未朔」と「宣王五年三月己丑朔」とは斷じて兩立し得べき性質のものではないはずであるが、王氏は如何にしてこれを兩立せしめたのであるか、疑ひなきを得ないのである。

要するに、王氏が自己の新説を證明するものとして列擧せる各種の論據は、何れも全く信頼するに足らざるものなること、以上の事實によりて何人も了解するところであらうと考へる。元來、西周の頃如何なる曆法が行はれたかといふことが、まづ考究さるべき問題なのであり、獨り王氏のみならず、多くの學者が常に行ふ如く、自ら有する後世の曆法知識に依頼して、或は甲骨文或は金文といふが如き、斷片的の史料を利用し、或は殷代の曆日や或は周初の曆日と稱するものを作爲するが如き、多くは全く無意味の企圖たるに過ぎないのである。何となれば、その史料が斷片的であるがために、多くの場合、自己の有する曆法知識に適合するが如く、如何様にも利用され得るからである。されば、王氏の場合も、或はこれを辯護せんと欲するものは、「宣王十二年正月己酉朔」とあるのは「乙酉」の誤記で、「宣王五年三月己丑朔」とあるのも「乙丑」の誤記であらう。さすれば、「丁亥」が「正月三日」となり、「庚寅」が「三月二十六日」に當るべしとの説をなすものが、あるかも測られないが、たとへば、漢代太初曆（三統曆）の行はれしこと明白なる時代の曆日記事につき、太初曆によりて計算すれば、「八月載生魄庚子」は「八月二日」に當るとなすが如き場合と異り、西周に於て行はれし曆法が如何なるものであつたか、

今日なほ全く不明であるにも拘はらず、而も、その如何なる曆法によりて計算せしか、これを明示することなく、たゞ卒然として「乙酉」を「朔」とすれば、「初吉丁亥」は「三日」であるとか、「乙丑」を朔とすれば、「既死霸庚寅」は「二十六日」であるとか、定めたりとするも、故に「初吉」は「三日」で、「既死霸」は「二十六日」なりとの事實を證し得たりとなす譯に行かないことは明白なるところで、その研究の態度方法の不備なる事實は、辯護の餘地を残さないのである。況んや、その他の點に於ても明白なる計算上の誤謬あること、曩に明示せし通りであるから、王氏の所説が何等の根據なき空言で、到底信賴せらるべきものにあらざること、また多言を要せざるところであらう。かの顧命・靜敦・穴彝・邶敦に見ゆる文句の如きは、何れの意義とも解され得るのであり、殊に公名專名の別を立て、これを解せざるべからざるに至つては、その所論もまた窮せりといはざるを得ないのである。

## 八

然らば、生霸死霸の問題は如何にこれを解すべきであらうか。予はまづ第一に兩周金文の曆法は、後世の曆法思想を混入することなく、兩周金文のみによりて研究すべきことを主張したのである。而して、所謂兩周金文に現はるる曆法關係の史料としては、十干十二支の外には、こゝに問題とせる初吉・既生霸・既望・既死霸の四名稱と、「十二月」なる月名だけであり、「朔晦」なる文字も「閏」なる文字も

なほ全く現はれざることを、甲骨文字の場合と同様で、當時既に日月交會の事實を知り、朔望月が行はれてゐたとは、到底考へられないところである。また「朏」なる文字も、たゞ後世の偽器と推せられる、魯鼎及び吳尊に人名として出てゐるだけで、曆法上の用語としては全然見えないこと、曩にも一言せし通りである。

なほ、金文と甲骨文とを比較するに、その兩者の曆法思想上に於ける最も著しい相違は、甲骨文字中には、未だ月の相に關する何等の名稱も存せざるに對し、金文中には特に月の諸相に注目せし事實として認むべき、月相に關する四名稱が見えてゐることや、また甲骨文には「十三月」「十四月」あるも、金文には「十三月」を有するだけで、「十四月」なる名稱を見ないことである。尤も、世に所謂殷器と稱する銅器の銘文中にも、月相に關する名稱を有するものがあり、たとへば、阮元の積古齋鐘鼎彝器款識收録の商鼎中で、旅鼎銘には「唯八月初吉、辰在乙卯」云々と見え、薛尙功の歷代鐘鼎彝器款識收録の出淮揚商鐘銘に、「惟正月王春吉日丁亥既望」云々の文があり、また伊彝銘に「六月初吉癸卯」云々と見えてゐるのであるけれども、元來、殷商器銘と稱せられるものは、何れも簡單なる數文字を刻するのが普通で、これ等の鐘鼎彝器の如く多くの文字を有するものは極めて稀なる異例であり、またその銘文の内容より見るも、眞に殷商時代の遺器とは思はれないので、今は暫らくこれを問題とするの要なきを認むるのである。また阮元の積古齋鐘鼎彝器款識卷二商角に、「庚申父丁角」と稱するものがあり、阮氏はその

銘文に「十六月」なる月名ありとなし、薛氏の歴代鐘鼎彝器款識卷三商卣には、「兄癸卣」と稱するものがあり、薛氏はその銘文に「十九月」なる月名ありとなし、なほ阮元は、

歲止三十二月、此云三十六月者、管子有三十二月、二十四月、二十八月之文、古洛鼎銘有三十有四月之文、歐陽修、蔡襄、劉敞皆疑之、董道謂、自王之卽位、通數其月、蓋時君未改年也、

と論じてゐるが、これは既に飯島博士が注意した通りに、管子輕重篇の場合は、月の順序數として記されたものでなく、月の總和を擧げたもので、「庚申父丁角銘」の所謂「十六月」は「在六月」の誤讀なること明かである。同様に、「兄癸卣銘」の「十九月」が亦「在九月」の誤讀なることも、直ぐその前に「在寒」とある文字と比較することによりて、明白である。また古文の常として、十以上の月數には必ず「十又二月」「十有二月」といふが如く、「又」或は「有」字を附する例となつて居り、たゞ「十六月」「十九月」と記すことはないはずであるから、その點からも勿論疑はるべきことであらう。たゞ、阮元の文中「古洛鼎銘有三十有四月之文」とある一事は、既にその實物が存在しないのであるから、直接その銘文の字形によりてこれを判定することは出来ないが、「十六月」や「十九月」などの場合とは異なり、「十有四月」と記されてゐたらしいのであるから、恐らく誤讀ではあるまいと思はれるし、かつ甲骨文字中にも亦「十四月」なる刻文が発見されて居り、現に「十四月」を有する曆法は今日もなほスマトエに住する Atschinesen 人などが使用する、恆星年による曆法に存在するのであるから、支那の古代に

於ても亦恐らく甲骨文字時代に於て、かくの如き恆星年の使用せられしことあるを實證する、一史料かとも考へられ得るのである。

けれども、兩周金文に見るが如く、月の諸相に注目せる事實は、もとより既に日と月との關係に基く曆法、即ち太陰太陽曆に進轉せるものなることを示すのであるが、而も、他方に於て、甲骨文字の曆法もその末期に於て、明かに太陰太陽曆時代に到達せるものなることが、確認せらるゝのであるから、要するに、金文に見ゆる月相の四名稱は、甲骨文字末期の太陰太陽曆時代から、詩經・春秋に見ゆる朔望月時代に至る間になされし考案と、認めなければならぬのである。

而も、甲骨文字には「朔晦」や「閏」の文字思想を有せし形跡なく、「望」の文字はあるも、その字形は<sup>㒶</sup>とあり、人が立つて目を上げた象で、何等「月」との關係を有せず、「臣」が座して目を上げ、仰ぎ見る意を現はすに通ずるものと推せられるし、或は「晦」は「毎」と通じ用ひられしとの説あるも、勿論曆法上の用語として使用せられし實例を見ないのである。同様に「霸」「魄」などに関する文字を見ず、勿論月相に關する文語を全く有せないのであるから、甲骨文字時代を通じて月の諸相に關する名稱を有せしや疑問であり、既に太陰太陽曆の知識を有する以上、月の諸相に注意しなかつたとは決して云へないのであるけれども、而も、その名稱の存在を實證すべき何等の史料も存在しないのであるから、當時既にかの四名稱を考案使用せし事實を認むる譯にも行かないのである。要するに、支那の古代

に於ては、太陰太陽曆の知識と月相の名稱使用との間には、多少の年月を要せしことを認むるの外あるまいと考へる。

然るに、金文に現はるゝところは、「朔晦」や「閏」の文字知識を有せず、また「毎」字あるも「晦」字なきことは、甲骨文と同様であるが、「望」はとあり、始めて月を附して「月を望む」の意を明かにしてゐるのである。蓋し、この場合の「望」は、後に日月交會の知識より來る「朔望」の意の「望」、即ち「日と月とが相望む」の意ではなく、「人が月を完全に望み見る」の意で、「満月」を意味せしものであらうと考へる。その字形上から見るも、何等「日月相望む」の意と見るべき象は現はれてゐないのであり、「人が月を望み見る」の意がその字形の本來の意義なること疑ひないのである。

## 九

そこで、最後にかの月相の四名稱が如何なる意義を有するかを解明しなければならぬのであるが、こゝに今一つ注意しなければならないことは、曩にも一言せし如く、尙書以下の文書には、「初吉」なる名稱全く見えずして、「朏」なる名稱が見えてゐるに對し、金文に於ては、歴法上の名稱として、「朏」なる文字の使用されし實例を見ざることである。而も、元來月相を注目する場合に於て、月出即ち新光月を第一に注意すべきことは當然であるから、月相に對して特に注目せし時代と思はれる金文時代に、

「朧」なる文字を有しなかつたとは考へ難いことであり、恐らくその文字は存在せしなるべく、少くともその思想が重要な意義を以て存在せしことは疑ひなきことで、凡べての他の民族と同様に、支那民族の間に於て、恆星年曆より進んで、月相に重きを置く初期の太陰太陽曆使用の場合に於て、その新光月の日を以て月の初日となせしことは疑ひなく、全く月光を望み見ざる二三夜の後、始めて西天に鎌形の新光月を望みし時、まづその日を以て最初の吉日として歡喜せしこと、古代原始人の心理上推想に難からざるところである。乃ちこの日を以て「初吉」と名け、月の初日としこれを祝福せしもの、そのまゝ、月出日の名稱として、また最初の月相の名稱として、使用さるゝに至つたものであらうと考へる。随つて、曆法上に於ては、當時常にこの名稱を使用せしもの、後世朔望月使用の時代となるに及びて、その名稱の使用も亦廢棄せられしものかと推せられる。されば、新城博士が月の初めを「朔」にあらずして「朧」なりとせらるゝのは正當であるが、「初吉」を以て「朧より七日まで」と解するのは誤りで、「初吉」と「朧」とは全く同日に對する異名である。而も、その兩名は恐らく時代を異にして使用されしものであらう。

而して、「霸」の文字が古くは「月光」を意味せしもので、「既」は「皆既」の「既」と同一意味なること、飯島博士の詳論せし通りであるとすれば、「既生霸」なる語が満月を意味する「望」と同じく、月光の完全に現はれ盡せし日の名稱として、同時にその月相の名稱として、考案され使用されしものなること

と、また疑ふべからざるところである。乃ち劉歆が唱道し、飯島博士も贊同せし、「死霜朔也、生霜望也」の後半は、「生霜」を「既生霜」の意味と見て、正當なる見解であらうと考へる。

けれども、劉歆が「既望」を「望」と同一意語として解し、その後の學者も亦皆之れを信じて今日に至つたのは、如何であらうか、疑ひなきを得ないのである。蓋し、劉歆が「既望」を「望」と同一視せし所以は、漢書律歷志に、

凡武王卽位十二年、周公攝政五年、正月丁巳朔旦冬至、殷歷以爲<sub>三</sub>六年戊午、距<sub>三</sub>煬公<sub>二</sub>七十六歲、入<sub>三</sub>孟統<sub>一</sub>、二十九章首也、後二歲、得<sub>下</sub>周公七年、復<sub>三</sub>子明辟<sub>二</sub>之歲<sub>上</sub>、是歲二月乙亥朔、庚寅望、後六日得<sub>三</sub>乙未<sub>一</sub>、故召誥曰、惟二月既望、粵六日乙未、

とある推定事實によれるものであらうと思はれる。もし三統曆法によれるこの劉歆の周初年月の推定にして正しいものであるとすれば、二月庚寅は二月十六日望となり、それより六日目が二十一日乙未となるのであるから、召誥に「二月既望、粵六日乙未」とある「既望」は「庚寅」の日で、「二月十六日望」に當ることとなり、「望」は即ち「既望」なりとの事實が證明せられ得る譯であらう。けれども、劉歆のこの算定に對しても、亦予が曩に王國維の算定に對して加へたのと同じの理由による非難が、加へらるべきものである。またもし劉歆が算定通りに、「周公攝政五年正月丁巳朔冬至」を正しいものとして見れば、「周公七年二月乙亥朔」は五年の正月を大月とし、それより小大月を交互に置き、六年正月が

「辛亥朔」で大月、七年正月が「乙巳朔」で大月となり、二月は即ち「乙亥朔」で小月であるから、つぎの三月が小月を承けてその月三日丙午が即ち朏なるに對し、二月は大月を承けてその月二日丙子が大凡朏に當ることとなり、隨つて、三月は大凡十六日が満月に當るに對し、二月は大凡十五日己丑が満月即ち望に當り、十六日庚寅は即ち望の翌日に當ることとなるのである。されば、律歷志の前掲の文句に續いて、

又其三月甲辰朔、三日丙午、召誥曰惟三月丙午朏、

とある事實を認むるとすれば、その前月の「十六日庚寅」を望として見ることは困難で、望の翌日と見なければならぬ譯であらう。されば、召誥の本文に一方に於て「三月丙午朏」と記し、他方に於て「惟二月既望、粵六日乙未」と記したのも、元來「十六日庚寅」を以て望の翌日即ち既望の日と認められたものではあるまいか。のみならず、またその名稱の意義から考へても、「月光を完全に望み見る日」が「望」であるから、「既に月光を完全に望み盡した日」はその翌日を意味すべきで、「既望」の意義は古代に於ても後世と同じく、望の翌日を意味せしものと認むるのが正當であらうと考へる。隨つて、劉歆が既生霸を以て望と解したのは正當であるけれども、望と既望とを同一視するのは誤りであり、同時に飯島博士が之れに贊同して既生霸・既望・望の三者を同一視するのも誤謬である。金文中特に區別して使用されてゐる既生霸と既望とが、同一意義の名稱であるといふが如きことは、たとひ魯鼎銘の問題を後世の僞

作として無視するも、常識上からしても到底考へ難いことであらう。金文に於て恐らく同意語の使用を避けたことは、「朏」や「望」の思想は既に存在せしと認めらるゝにも拘はらず、常に之れを避けて使用せず、凡べて「初吉」「既生霸」の語を以て之れを表はしてゐる事實からも、推認せられ得るところである。

それから、「既死霸」の語が「既生霸」の語に對立するものなることは、その語の内容よりしても明白なることで、「既生霸」が「月光の完全に出で盡す日」を意味するものである以上は、「既死霸」は「月光が完全に没し盡す日」を意味する譯であらう。而して、「月光が完全に没し盡す最初の日」は即ち「晦」であり、それより二日或は三日に互りて、「既死霸」の状態が繼續する譯である。

要するに、金文の四名稱の意味するところは、朏即ち新光月の日を「初吉」、望即ち満月の日を「既生霸」、その翌日を「既望」、晦より朏の前日までの二日或は三日間を「既死霸」と稱せしもので、一月を朏より望までと、望の翌日より暗夜の日まで、云ひ換ふれば、月が昏に現はるゝ時と、且に殘月となりて遂に全くその貌を没するまでとの二部に分つて、月相の變化に注目せし時代の存在せし事實を表示するものであらうと考へる。

然るに、更に時代が下り、曆法思想が一層進歩して、遂に日月交會の事實を知るに至れば、その日月交會の日こそは、眞に既死霸と稱すべき日なることを思ふに至り、一方に於て月の初めも朏より始めし慣習を改め、更に溯つて日月交會の日より始めて、これを「朔」と名け、この日を以て「既死霸」と稱すると共に、他方に於ては從來の四名稱を以て満足せず、「既死霸」の前日即ち「晦」の日を既死霸に近き日として、「旁死霸」と名け、朏の前日を月光の生ずるに近き日として、「旁生霸」と稱し、朏の日も亦特に吉日として祝福すべき理由なきを思ひ、始めて月光の生ずる日として、これを「哉生霸」と改めたのであらうと考へる。同時に「既生霸」に近き「既望」も、他の名稱との調和を保たんとして、「旁既生霸」と稱せしもの、後に轉じて「既旁生霸」となつたものではあるまいか。僞古文武成に見ゆる「哉生明」なる名稱が、魄を月質と考ふるに至りし以後の作爲で、後漢時代以後に下るべきものなることは、もとより多言を要せざるところである。

たゞ、こゝにこの所説の成立に障礙となる一事は、漢書律歷志は、

周書武成篇、惟一月壬辰旁死霸、若翌癸巳、武王乃朝步自周、于征伐紂、序曰、一月戊午、師度于孟津、至、庚申二月朔日也、四日癸亥至牧野、夜陳、甲子昧爽而合矣、故外傳曰、王以二月癸亥夜陳、武成篇曰、粵若來三月既死霸、粵五日甲子、咸劉商王紂、是歲也、閏數餘十八、正大寒中、在周二月己丑晦、明日閏月庚寅朔、三月二日庚申驚蟄、四月己丑朔死霸、死霸朔也、生霸望也、

是月、甲辰望、乙巳旁之、故武成篇曰、惟四月既旁生霸、粵六日庚戌、武王燎于周廟、

と見えてゐることである。もし二月庚申が朔で、二月己丑が晦であるとすれば、この二月は三十日で、大月であり、閏二月庚寅が朔で、三月二日が庚申であれば、閏二月は小月二十九日、随つて、一月は小月、三月は大月、四月は小月となる譯である。また四月は大月の三月を承くるので、大凡十五日癸卯が「望」で、十六日甲辰は既望に當る譯であらうが、この場合も劉歆は予の所謂「既望」のつもりで「甲辰望」と書いた譯ではなく、常に三日が「朏」と考へてゐたので、やはり十六日を「望」と見たものではあるまいか。そこで、「望」即ち「既生霸」に近い日といふ意として「既旁生霸」を解したものであらう。

然るに、武成篇に「三月既死霸、粵五日甲子」とある文句によると、「既死霸」は三月朔日ではなく、三月二日庚申に當るのである。三月は閏二月の小月を承けてゐるので、大凡三日が「朏」即ち初吉に當り、二月晦より三月一日二日の三日間は、事實上「既死霸」の状態を繼續する譯であらうが、而も、これ等の文句は既に朔を以て「既死霸」となす朔望月時代に作爲されたものとすれば、三月二日庚申が「既死霸」であることは、到底許されない事實である。

それから今一つは、律歷志所引の武成篇に、「惟一月壬辰旁死霸、若翌日癸巳、武王乃朝步自周、于征伐紂」と記された一句である。蓋し、曩に述べたやうに、一月は小月で、その朔は辛卯であるから、壬辰

は一月二日に當る譯である。然るに、二日を「旁死霸」と解することは、孟康が之れに注して、「月二日  
以往、月生魄死、故言死魄、魄月質也」となす以外には、解しやうなき文句である。而も、もし果し  
て然りとすれば、「旁死魄」を以て「既死霸」の前日となす予の解釋は、通せざること、なるのである。  
然るに、逸周書世俘解を見るに、之れと同一事實について、

惟一月丙辰旁生魄、若翼日丁巳、王乃步自于周、征伐商王紂、越若來二月既死魄、越五日甲子、  
朝至接于商、(中略)、時四月既旁生魄、越六日庚戌、武王朝至燎于周、

と記してゐる。即ち、律歷志には「武成篇曰、粵若來三月既死霸、粵五日甲子」とあるのが、世俘解に  
は「越若來二月既死魄、越五日甲子」となつてゐる。また、律歷志には「周書武成篇、惟一月壬辰旁死  
霸、若翌日癸巳」とあるのが、世俘解には「惟一月丙辰旁生魄、若翼日丁巳」となつてゐる。元來、逸  
周書世俘解は恐らく周書武成篇等に據つて作成せられたものであらうから、この兩者の間にはそれ程相  
違あるべきはずはなからうと思はれるのに、事實はその豫想に反し、かくの如き相違が現はれてゐるの  
は、その何れか誤つてゐるか、或は兩者共に誤つてゐるかでなければならぬ譯である。

そこで、まづその最初のものについて考ふるに、律歷志の本文を注意して見ると、周書武成篇に「惟  
一月壬辰旁死霸、若翌日癸巳、武王乃朝步自周、于征伐紂」とあるに對し、その説明として、「序  
曰、一月戊午、師度于孟津至、庚申二月朔日也、四日癸亥至牧野、夜陳、甲子昧爽而合矣、故外傳曰、

王以二月癸亥夜陳、武成篇曰、粵若來、三月既死霸、粵五日甲子成劉商王紂、と記されてゐるのである。即ち、書序によると、牧野に至つて夜陳したのが、「二月四日癸亥」でその事實の別證として外傳の記事を掲げ、更に、「甲子昧爽而合矣」の別證として武成篇の「粵若來、三月既死霸、粵五日甲子云々」の記事を掲げたものと認められるが、もしこの武成篇の記事を正しいとすれば、「二月四日癸亥」の夜に牧野に陳し、翌三月六日甲子、即ち牧野に陳してから六十二日目の昧爽に至りて、軍を合し商王紂を殺したこととなるのであるが、かくの如きことは常識上からも許され得ないところで、もとより甲子昧爽而合矣の別證とはなり得ない文句である。書序の文意は勿論「二月四日癸亥夜、」牧野に陳し、翌五日甲子昧爽に軍を合し紂を伐ちて之れを殺したことを説明したものと見なければならぬので、その別證として引いた武成篇の本文には、もとゞ當然「粵若來、二月既死霸、粵五日甲子、成劉商王紂」とあつたに違ひないのである。何となれば、もし元から「三月」とあつたのであれば、二月に閏月を重ねて三月、四月の干支を合せることに苦心した劉歆が、書序に「二月甲子」の意味で書かれてゐる文句の別證として、約二ヶ月を隔てた、「三月甲子」とある武成篇の記事を、引用すべきはずがないからである。してみると、武成篇のこの場合の記事は、元來逸周書の記事にある如く、「二月既死霸、粵五日甲子、」とあつたに相違ないのであるから、律歷志の方は全く傳寫の誤りで、逸周書の方がその原形を傳ふるものと認められるのであり、随つて、「既死霸」は即ち「二月朔」を意味することとなり、乃ち予の所説に合

致する譯である。

つぎに、「惟一月壬辰旁死霸、若翌日癸巳」の方であるが、逸周書には「惟一月丙辰旁生魄、若翼日丁巳」とあるけれども、もし一月を小月とすれば、朔は辛卯で、丙辰は二十六日、丁巳は二十七日に當ることとなり、二十六日を旁生魄と見ることは如何にしても不可能で、全く無意味であるから、これは律歷志所引の本文が正しく、「丙辰」は「壬辰」、「丁巳」は「癸巳」の誤記なること、異論なきところと考へる。而も、律歷志の「旁死霸」は元來世俘解に記されてゐる通りに、「旁生霸」となつてゐたと見ることにより、予が曩に理論上より推定せし所説に、全く合致することとなるのである。蓋し、小月の二日は朏となる場合もあるが、本來朏の位置は極めて不規則なるものであるから、必ずしも確定してゐる譯ではなく、前月との關係により、小月とても三日に至つて朏となることは、決して稀なる事實ではないので、この場合、一月二日には未だ月光を見ず、朏即ち「哉生魄」の前日（旁生魄）であつたと見て、何等の不都合も存しないのである。

然らば、漢書律歷志の本文は、何故に「旁死霸」と記され居るやといふに、これは確かに孟康或はその他の魄（霸）を月質と信する學者によりて改められたもので、恐らく偽古文家等の工作によれる結果であらうと考へる。事實は、逸周書世俘解の本文が作爲されし頃までは、なほ漢書律歷志の本文も「惟一月壬辰旁生霸」となつてゐたのであるが、霸を月質と考ふる以上、「旁死霸」ならざれば通じないの

で、その後「生」を「死」の誤として、之れを改作すると同時に、「四月庚戌朔、十五日甲子」の下にも、哉生霸なる語を記入して、一層魄が月質なる事實を明かにせんと努めしものと推せられる。而も、その結果、多くの學者をして久しくこれ等名稱の眞意義を解明するに苦ましましたのは、眞に遺憾のこと、いはなければならぬのである。

なほ、王氏は漢書律歷志のこれ等の干支比定を以て非となし、自己の所説によりて修正を加へ、劉歆が「閏二月」を置いたことをば、甲骨文に「十三月」とあることにより、當時即ち殷代の曆法に悖るものとして非難を加へてゐるのであるけれども、(第四節参照)、而も、尙書の是等の記事は早くも東周時代を溯るものではなく、既に朔望月の使用されし時代に於て、作爲されしものなることは、その記事の性質内容その他の事情より見て明かであるから、東周以後の時代に作られし記録に、中間置閏のことがあつたからとて、何等の矛盾をも認められない譯であらう。王氏は自説を立證せんがため、律歷志所引の書序・外傳の古説を一蹴し、自説によりて律歷志所引周書武成篇の記事を解し、「一月戊辰朔、二十三日壬辰旁死霸」とすれば、その翌日癸巳が「武王伐紂與師」の日となり、「二月戊戌朔、二十三日庚申既死霸」とすれば、二十七日が「越五日甲子」で、「咸劉商王紂」の日となり、「三月丁卯朔、四月丁酉朔、十日丙午既旁生霸」とすれば、十四日が庚戌で、「武王燎于周廟」の日となる譯で、武成の諸日月は改月置閏を待たずして通ずるとなし、以て自己の新説四分月法の正當なることを立證し得たりとなすも、

その論法は全く一種の循環論に過ぎないもので、もし王氏の四分月法が正しければ、始めて王氏の武成干支に對するその諸日月配當も、亦正しいことが認められ得るに過ぎないのであるから、王氏の四分月法が誤謬であることが明白である以上、その武成干支の諸日月配當も、亦不正なること論ずるまでもないのである。たゞ、王氏はこれによつて、干支の年月日配當が、研究者の先入的見解によりて、如何様にも利用され得ることについて、こゝに好箇の一實例を明示せしものと稱すべきであらう。

されど、王氏も律歷志所引の武成篇に、「三月既死霸、粵五日甲子、」とある記事は、之れを採らず、書序の記事に従つて、「二月戊戌朔二十三日、庚申既死霸、越五日、至二十七日得甲子」、となし、「武昌劉商王紂」を二月甲子のこと、認めてゐるのは正當で、或は「三月丁卯朔」にては、こゝに閏月を置かざる以上、三月中に甲子の日を得ることが出來ないための工作かとも思はれるが、それはとにかく、漢書所引武成篇の記事が誤傳なることは、疑問なきところである。

## 一一

要するに、予は以上論ずるところにより、金文の四名稱は朔望月の發明使用せらるゝ以前、なほ初期の太陰太陽曆使用の時代に、月相の變化に注目し、一月を二分するための名稱として、作爲使用されたもので、尙書以下の記録に見ゆる四名稱は、既に朔望月の時代に入り、金文月名の不備を補はんとして、

作爲されたものであり、僞古文武成の「哉生明」は、魄を月質と思考するに至りし後、作爲されしものと認むるのである。云ひ換ふれば、金文時代の暦法は、殷墟甲骨文時代の暦法を繼承し、なほ著しく自然暦法の性質を有せし、初期の太陰太陽暦であつたことが、推認せられるのである。

而も、東周時代に於ては、既に朔望月が行はれしこと、詩經・春秋の暦法によりて明白であるから、金文によりて推認せらるゝ所謂太陰太陽暦は、もとより兩周に互りて行はれしものではなく、恐らく西周時代の暦法として認むべきものであらうと考へる。(九月五日)

## 註

- 1 王國維「生霸死霸考」(國學叢刊卷二十、觀堂集林卷一所收)
- 2 新城新藏博士「周初の年代」(支那學第四卷第四號二七—二九頁、東洋天文學史研究六〇—六二頁)
- 3 飯島忠夫博士「生霸死霸と周初の年代」(支那暦法起原考、四二八—四二九頁)
- 4 同上、四一九—四二二頁
- 5 同上、四四二—四三頁
- 6 同上、四一七—四二九頁
- 7 同上、四三八頁。「支那の古代に於ける食と朔との智識」(支那暦法起原考五五六頁)
- 8 これは予一人の私見ではない。たとへば、東京帝國大學の原田淑人氏等の公言する所である。
- 9 郭沫若氏「兩周金文辭大系」上編、八三頁。「殷周青銅器銘文研究」上冊、五九頁。「甲骨文字研究」下冊、七枚。
- 10 新城博士「上代金文の研究」(支那學第五卷第三號九—二六頁)

11 飯島博士「干支の起原について」(支那曆法起原考三四六―七頁、東洋學報第十七卷第一號)

12 著者「十干十二支考」(東洋學報第二十一卷第二號以下)

13 前に「既望」の場合には、大月を承けし二月朔が二日で、大凡十五日が望であることを論じながら、後に「旁生霸」の場合には、同じく大月を承けし一月の二日を朔の前日即ち「旁生霸」と見ることに就いて、疑問を懐くものがあるやも測られないが、朔の出現が極めて不規則なることは事實なのであるから、たゞ大月小月の條件だけでは、それが大月の場合でも、小月の場合でも、必ず二日であつたか、三日であつたかは、精密なる計算の結果によらなければ、不明のことであるし、また、たとひ今日の精密なる計算によりて、如何なる結果が現はれやうとも、實際の観測にのみ依頼した古代人が、果してその結果と同様に認識したかも、疑問な譯である。けれども、この場合は、前後その條件を異にして居り、前の「既望」の場合は、「三月甲辰朔、三日丙午朔」、なりしことについては、律歴志所引の召語に明記があり、その前月なる二月の朔が、三日にあらずして、大凡二日なるべきことが、見當つけられ得るのであるけれども、後の「旁生霸」の場合は、何等かくの如き條件がないのであるから、一月が小月であるといふだけでは、その朔もまた必ず二日であつたとのみ、認むる譯には行かないのである。